

五泉市 議会だより



第45号

平成30年
4月25日

■発行／五泉市議会 ■編集／広報委員会 ■議会事務局／〒959-1692 新潟県五泉市太田1094番地1
TEL.0250-43-3911 (内線370) FAX.0250-43-2716



川東小学校入学式

◆目次

ページ

第1回2月定例会

2

委員会審査報告

総務文教常任委員会

3

市民厚生常任委員会

4

建設産業常任委員会

5

議員別議案賛否一覧表

6～7

一般質問（8名）・当局報告

7

ごせん紅葉マラソン

補助金事務調査特別

委員会 経過報告

8～14

議員発議

15

編集後記

16

議長室から



議長
林 茂

く季節となりました。チューリップ、ばたん、シャクヤクとつづく花シリーズに、多くの方から五泉の花を見て来ていただけるものと期待しています。振り返ってこの冬は数年ぶりの大雪となり、降雪、倒木などで交通マヒ・停電・避難所開設等々で一時はどうなるかと心配しましたが、市当局はもとより協力業者の頑張り、市民の皆さんのご理解により何とか無事切り抜けられたかに思います。春の訪れとともにあつという間に雪は消えてしまいましたが、この冬の経験を忘れることなく、安全・安心のまちづくりに向けていきたいと考えております。

さて、平成三十年度がスタートしました。新年度の一般会計予算は、二百二十九億四千五百万円で前年比二・一％の減額となりました。市長は「住んでよかった住みたいまち「ごせん」」を感じてもらえる予算編成を行ったとしています。今後も議会での審議を通じて市民生活の向上と五泉市の発展に寄与してまいりたいと思います。

いよいよ春もたけなわ、水芭蕉、さくらと咲き誇り「花のまち「ごせん」」が輝

平成30年 第1回

2月 定例会

新年度予算など52議案を可決

平成30年第1回2月定例会が2月23日に招集され、3月19日までの25日間の会期で開催されました。

初日の23日は、冒頭に安中聡氏の議員辞職があったことの議長報告があり、会期の決定、議長報告、当局報告の後大雪対応の除雪費の不足などを補正した専決処分の報告承認3件、各会計補正予算案など8件の議案を審議・可決した後に、新年度に向けた市長の施政方針の説明があり、市政一般に関する質問を2議員が行いました。

2日目の26日は、引き続き市政一般に関する質問を6議員が行いました。

3日目の27日は、議案35件を一括議題として当局の提案説明があり、施政方針と合わせ総括質疑を行いました。

4日目の28日は、総括質疑に続き各常任委員会に付託し、ごせん紅葉マラソン補助金事務調査特別委員会の経過報告があり、つづいて「松川徹也議員に対する議員辞職勧告決議」が発議され、審査の結果可決されました。

最終日の3月19日は、委員会付託案件について各常任委員会の審査報告に続いて採決が行われ、それぞれ可決しました。その後、人権擁護委員の推薦に関する人事案件1件、日程追加された市長からの追加議案1件と議員発議1件などを審議・採決して閉会しました。

2月定例会の日程

月 日	内 容
2月23日(金)	本会議（開会、議長報告、議席の決定、会期決定、議長報告、当局報告、議案審議、施政方針説明、一般質問）
26日(月)	本会議（一般質問）
27日(火)	本会議（議案上程、総括質疑）
28日(水)	本会議（総括質疑、委員会付託、特別委員会経過報告、議案審議）
3月	
7日(水)～9日(金)	総務文教常任委員会、市民厚生常任委員会、建設産業常任委員会
19日(月)	本会議（委員会審査報告、採決、議案審議、委員会継続調査、議員派遣、閉会）
2月26日(月)	ごせん紅葉マラソン補助金事務調査特別委員会
27日(火)	〃
3月7日(水)	〃
13日(火)	〃
14日(水)	〃

総務文教常任委員会 審査報告

◎剣持 雄吾
◎長谷川政弘

羽下 広野

貢 甲

熊倉 政一
今井 博

松川 徹也

去る二月二十八日の本会議において、本委員会に付託された事件は、

議第四号

川内辺地に係る総合整備計画の変更について

議第五号

戸倉辺地に係る総合整備計画の策定について

議第六号

五泉市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について

議第七号

五泉市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例の制定について

議第八号

五泉市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

議第九号

五泉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第十号

五泉市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の制定について

議第十一号

五泉市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第十二号

五泉市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第十三号

五泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第十四号

五泉市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

議第十六号

五泉市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

議第二十八号
議第三十九号

市有財産の減額貸付について
平成三十年度五泉市一般会計予算のうち
本委員会所管に属する事項

以上の十四件であります。

審査にあたりましては、現地調査を行うとともに、市長をはじめ当局の出席を求め慎重に審査を行った結果、お手元に配付申し上げました委員会審査報告書に記載のとおり、決定した次第であります。

なお、審査経過における主なる質疑について申し上げます。

平成三十年度五泉市一般会計予算について、まず、総務課所管分の質疑の中で、防犯灯整備・維持事業のLED防犯灯設置事業補助金五百万円について、今年度も町内会からたくさんの要望が来たと思うが、どのような基準で採択されるのか、とたまたしたところ、

防犯灯補助の申請につきましては、年度当初に申請が集中するため、一町内当たり五基までという基準を設けて申請を受け付けます。その後まだ要望があるということであれば、補正対応で補助をしてきたという実績であります、との答弁でありました。

さらに、全体では、どのくらいの基数になるのか、とたまたしたところ、

新設で二十基、取替えて三百二十基を見込んでいます、との答弁でありました。

これに対して、新設で二十基というのは少ないように感じるが、前年度との比較はどうか、とたまたしたところ、今年度の補助実績は、新設が三十八基で取替えが五百四十一基です。基本的には、現在の蛍光灯の防犯灯をLEDに切り替えて環境負荷を軽減させることが目的ですので、取替えを主としています。ただ、町内会から新設の相談があり、それが妥当であれば、予算の範囲内で対応したいと思っています、との答弁でありました。

次に、消防機関所管分の質疑の中で、消防団活動業務に関連して、随分前に、今年くらいの大雪が降った際には、消防団が毎日のように消火栓の除雪作業にあたっていたと思う。現在は、消防団の数や消防団員の数がかなり少なくなりましたが、今年の大雪の際、消火栓や防火水槽の除雪や点検はどのようにしたのか、とたまたしたところ、今年は一月から大変な大雪に見舞われましたので、その都度、消防団には器具置場と消火栓、防火水槽の除雪

の要請をしました。消防団からは、一生懸命やっていたりましたが、消防署としても非番等の職員を出して順次除雪作業を行いました、との答弁でありました。

さらに、中山間地域では、消火栓が高い位置に設置されているが、高い位置に設置できる国の基準はあるのか、とたまたしたところ、

国の基準については、特に定めはありません。各自治体の状況に応じて、付けなければならぬと考えています。来年度、戸倉地区には、標準型の高さよりもさらに一メートルほど高い位置に口がある「多雪型」の消火栓を取り付ける計画であります、との答弁でありました。

次に、(総合戦略)救急救助活動業務に関連して、救急車の要請が来ても、病院の医師不足等で受け入れ先についてかなり難儀していると思うが、受け入れ先を決める、さらに病院等に収容するのに時間がかかっているということはあるのか、とたまたしたところ、

年々、救急隊が出勤して、病院に収容するまでの時間が延びています。現場に到着して患者を観察した後、適切な病院等を紹介して、受け入れ確認をするまでの時間がかかっていることもありますが、新潟市等へ搬送する機会が多くなっていることも時間が延びている要因の一つと考えています、との答弁でありました。

次に、学校教育課所管分の質疑の中で、語学指導等外国青年招致事業に関連して、小学校では、今後、英語を必須の授業として行うことになるが、ALTの授業の効果はどうか、とたまたしたところ、

現在、ALTは三名いますが、新年度には、小学校のALTを八月からもう一人増やして、小学校二名、中学校二名という形で活用したいと考えています。ALTを活用するようになって年数が経ちますが、その間、子供たちの英語に関する興味は非常に高まり、抵抗感が少なくなっていると思っています。効果は上がっているのではないかと認識しています、との答弁でありました。

このほか、細部にわたり詳細なる質疑応答が行われました。

市民厚生常任委員会 審査報告

◎佐藤 渉
○伊藤 昭一

町田 俊夫
鈴木 良民

白井 妙子
桑原 一憲

去る二月二十八日の本会議において、本委員会に付託された事件は、

議第十五号

五泉市国民健康保険事業財政調整基金条例の一部を改正する条例の制定について

議第十七号

五泉市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第十八号

五泉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議第十九号

五泉市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

議第二十号

五泉市介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に係る基準に関する条例の制定について

議第二十一号

五泉市介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第二十二号

五泉市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第二十三号

五泉市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第二十四号

五泉市介護保険法に基づき地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第三十九号

平成三十年度五泉市一般会計予算のうち本委員会所管に属する事項

議第四十号

平成三十年度五泉市国民健康保険特別会計予算

議第四十一号

平成三十年度五泉市後期高齢者医療特別会計予算

議第四十五号

平成三十年度五泉市後期高齢者医療特別会計予算

以上の十三件であります。

審査にあたりましては、当局の出席を求め慎重に審査を行った結果、お手元に配付申し上げました委員会審査報告書に記載のとおり、決定した次第であります。なお、審査経過における主なる質疑について申し上げます。

まず、市民課所管分の質疑の中で、議第十八号 五泉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定に関連して、条例の一部改正により、世帯の負担はどのくらい増えるのか、とたざしたところ、

税額につきましては、後期高齢者支援金等分の世帯別平等割を廃止し、均等割の額を引き上げる予定であります。そのため、全体の五二・六％を占める一人世帯の方々は試算による年税額で三千七百三十八円減税となりますが、三四・六％を占める二人世帯の方では千二百三十四円増税となり、三人、四人、五人と世帯の人員が増えることに増税の幅が大きくなっていきます、との答弁でありました。

また、負担の下がる世帯は多いが、負担が大きくなる世帯もある。しつかりとした説明が必要だと思うが、どのような形で周知させていくのか、とたざしたところ、

広報紙やホームページ等でお知らせすることは当然ですが、被保険者の皆さまが窓口においてになる際には丁寧に説明をしていきたいと考えております、との答弁でありました。

次に、高齢福祉課所管分の質疑の中で、議第十九号 五泉市介護保険条例の一部を改正する条例の制定に関連して、保険料を上げる場合は、高齢化率や認定率が高くなる影響を及ぼすと思うが、この二つの要素のほかにどういったものがあるのか、とたざしたところ、値上げの要素としては、高齢化率や認定率のほか、介護報酬が〇・五四％上がることで、三十一年十月からの消費税率引き上げに伴い国は処遇改善を考えており、この分が少し大きくなっております。また第一号被保険者の負担割合が二二％から一％アップし二三％となります、との答弁でありました。

また、月額五百四十五円値上げということだが、他市に比べてどういう要因があり五百円を上回るのか、とたざしたところ、

保険料については、利用者の給付が大きく影響するところであり、五泉市では、特別養護老人ホームなど施設系サービスの受給率が他の市町村に比べ高いという結果になっております。施設を利用していただく方が多いということが保険料に影響する形になると思います、との答弁でありました。

このほか、細部にわたり詳細なる質疑応答がなされました。

建設産業常任委員会 審査報告

◎阿部 周夫
◎佐藤 浩

林 牛腸

茂 利栄

平井 敏弘
深井 邦彦

去る二月二十八日の本会議において、本委員会に付託された事件は、

- 議第二十五号 五泉市道路占用料条例の一部を改正する条例の制定について
 議第二十六号 五泉市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
 議第二十七号 五泉市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
 議第二十九号 市道の廃止について
 議第三十号 市道の認定について
 議第三十九号 平成三十年度五泉市一般会計予算のうち本委員会所管に属する事項
 議第四十二号 平成三十年度五泉市下水道事業特別会計予算
 議第四十三号 平成三十年度五泉市簡易水道事業特別会計予算
 議第四十四号 平成三十年度五泉市川東財産区一般会計予算
 議第四十六号 平成三十年度五泉市水道事業会計予算

以上の十件であります。

審査にあたりましては、当局の出席を求め慎重に審査を行った結果、お手元に配付申し上げました委員会審査報告書に記載のとおり、決定した次第であります。

なお、審査経過における主なる質疑について申し上げます。

まず、平成三十年度五泉市一般会計予算のうち、

農業委員会所管分の質疑の中で、農業者年金事業三十一万二千元について、この農業者年金制度は以前なくなつたのではないか。復活したのか、とただしたところ、

平成十四年から、それまであった制度と変わり、加入者数や受給者数に左右されない年金制度ということで生まれ変わっております、との答弁でありました。

これに対し、この事業はどのような方が対象になるのか。また、掛け金は幾らか、とただしたところ、

対象者は、国民年金の第一号被保険者であり、年間六十日以上農業に従事する六十歳未満の方であります。掛け金については、月額二万円から月額六万七千円まであります。また、これについては国庫補助の制度もあります。六十歳までの納付期間が二十年以上見込まれる人で、農業所得が九百万円以下の人、認定農業者で青色申告者というようなことが要件となっております、との答弁でありました。

さらに、受給の際の内容はどうなっているのか、とただしたところ、

試算ですが、月額二万円を掛けて運用利回りを二・五%とした場合としますと、四十歳加入で二十年掛けた場合につきましては、男性で月額三十万円ということになっております。三十歳で掛けて三十年の場合は五十一万円、二十歳から四十年掛けた場合は七十七万三千円というような計算となっております、との答弁でありました。

これに対し委員より、市の広報等でも、働きかけ呼びかけをしていただきたい、との要望がなされました。

次に、都市整備課所管分の質疑の中で、議第三十号市道の認定について、市道寺沢駅南線は、五泉駅周辺道路改良事業に合わせ現在道路改良工事を実施しているところであります。延長は約二百メートル、車道幅が六メートル、歩道幅が二メートルということとで予定しております、との説明を受けて、工事中のことだが、工事の完了はいつごろか、とただしたところ、

平成三十年七月を予定しております、との答弁でありました。

さらに、道路ができれば二学期から子供も頻繁に通りはじめられるが、この工事ではどれくらいの街灯の設置を予定されているのか、とただしたところ、

現在、照明灯一灯を予定しております、との答弁でありました。

これに対し委員より、非常に薄暗い中で、照明灯が一灯ということは市道としてやはり安全上問題があると思うので、今後十分に検討していただきたい、との要望がなされました。

また、これに関連して、通勤で新潟に通いたい人や、買い物などで汽車を利用したい人たちの駐車場はあるのか、とただしたところ、

駅南にある駐車場ですが、現在は砂利となっておりまして、新年度におきまして中央連絡橋の階段棟の整備後、舗装等の整備をしたいと考えております、との答弁でありました。

このほか、細部にわたり詳細なる質疑応答がなされました。

議員別議案贊否一覽表【○：贊成，×：反對，－：欠席，除：除斥^{※2}】

提出者	議案番号	議案名	議決結果	議 員 名 (議席番号順)																		
				1 松川 徹也	2 深井 邦彦	3 桑原 一憲	4 白井 妙子	5 今井 博	6 佐藤 浩	7 長谷川 政弘	8 伊藤 昭一	9 佐藤 渉	10 平井 敏弘	11 牛腸 利栄	12 鈴木 良民	13 熊倉 政一	14 広野 甲	15 剣持 雄吾	16 羽下 貢	17 町田 俊夫	18 阿部 周夫	19 (欠番)
市	議第1号	専決処分の報告承認について（平成29年度五泉市一般会計補正予算（第12号））	承認	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○		
	議第2号	専決処分の報告承認について（平成29年度五泉市一般会計補正予算（第13号））	承認	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○		
	議第3号	専決処分の報告承認について（平成29年度五泉市一般会計補正予算（第14号））	承認	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○		
	議第4号	川内辺地に係る総合整備計画の変更について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	議第5号	戸倉辺地に係る総合整備計画の策定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	議第6号	五泉市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	議第7号	五泉市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	議第8号	五泉市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	議第9号	五泉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	議第10号	五泉市職員の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	議第11号	五泉市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	
	議第12号	五泉市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	議第13号	五泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○		
	議第14号	五泉市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○		
	議第15号	五泉市国民健康保険事業財政調整基金条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
長	議第16号	五泉市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		※1
	議第17号	五泉市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	
	議第18号	五泉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	議第19号	五泉市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×		
	議第20号	五泉市介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に係る基準に関する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	議第21号	五泉市介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	議第22号	五泉市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	議第23号	五泉市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	議第24号	五泉市介護保険法に基づき地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	議第25号	五泉市道路占用料条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	議第26号	五泉市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	議第27号	五泉市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	議第28号	市有財産の減額貸付について	可決	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		

提出者	議案番号	議案名	議決結果	議 員 名 (議席番号順)																		
				1 松川 徹也	2 深井 邦彦	3 桑原 一憲	4 白井 妙子	5 今井 博	6 佐藤 浩	7 長谷川 政弘	8 伊藤 昭一	9 佐藤 敏弘	10 平井 利栄	11 牛腸 良民	12 鈴木 政一	13 熊倉 甲	14 広野 雄吾	15 剣持 貢	16 羽下 俊夫	17 町田 周夫	18 阿部 周夫	19 (欠番)
市	議第29号	市道の廃止について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	議第30号	市道の認定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	議第31号	損害賠償の額を定めることについて	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○		
	議第32号	平成29年度五泉市一般会計補正予算 (第15号)	可決	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	議第33号	平成29年度五泉市国民健康保険特別会計補正予算 (第5号)	可決	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	議第34号	平成29年度五泉市介護保険特別会計補正予算 (第5号)	可決	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×		
	議第35号	平成29年度五泉市下水道事業特別会計補正予算(第5号)	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×		
	議第36号	平成29年度五泉市簡易水道事業特別会計補正予算 (第4号)	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×		
	議第37号	平成29年度五泉市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第5号)	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	議第38号	平成29年度五泉市水道事業会計補正予算 (第5号)	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×		
長	議第39号	平成30年度五泉市一般会計予算	可決	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	※ 1	
	議第40号	平成30年度五泉市国民健康保険特別会計予算	可決	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	議第41号	平成30年度五泉市介護保険特別会計予算	可決	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×		
	議第42号	平成30年度五泉市下水道事業特別会計予算	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×		
	議第43号	平成30年度五泉市簡易水道事業特別会計予算	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×		
	議第44号	平成30年度五泉市川東財産区一般会計予算	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	議第45号	平成30年度五泉市後期高齢者医療特別会計予算	可決	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×		
	議第46号	平成30年度五泉市水道事業会計予算	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×		
	諮問第1号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて (板垣良一氏)	適任と認める	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	議第47号	平成29年度五泉市一般会計補正予算 (第16号)	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
議 員	発議第1号	松川徹也議員に対する議員辞職勧告決議	可決	除	○	×	—	×	○	×	—	○	○	○	○	○	○	×	×	○		
	発議第2号	ごせん紅葉マラソン補助金事務調査特別委員会の平成30年度の調査経費に関する決議	可決	除	○	除	×	×	○	×	○	除	○	○	○	○	○	×	×	○		

※1 法律に特別の定めがある場合を除く外、地方自治法第116条の規定により、議長は表決に加わっていません。

※2 地方自治法第117条の規定により、自己に直接利害関係のある事件については議事に参与できないため、退席し表決に加わっていません。

一般質問(通告順)

2月定例会では8人の議員が一般質問を行いました。通告順に従い、質問者の氏名をお知らせします。

通告順	質問者氏名	通告順	質問者氏名	通告順	質問者氏名
1	羽下 貢	4	松川 徹也	7	剣持 雄吾
2	阿部 周夫	5	欠 席	8	深井 邦彦
3	桑原 一憲	6	今井 博	9	町田 俊夫

当局報告

市長から2件の事項について、議会で報告を受けました。

- ◆1月11日からの豪雪災害について
- ◆職員の交通事故について

ごせん紅葉マラソン補助金事務調査特別委員会 経過報告

【百条委員会】

※百条委員会とは、地方自治法第百条に規定されている調査権を議会から委任された委員会の通称です。関係人の出頭、証言及び記録の提出を請求できるなど調査権にはたいへん強い権限があります。

百条委員会経過報告

ごせん紅葉マラソン補助金事務調査特別委員会の経過について、ご報告いたします。

昨年十一月六日の本会議において本特別委員会が設置され、十二月定例会初日、十二月五日の本会議において中間報告を行ったところであります。

また、同事件に対し今後詳細な調査を行うため、同日、本委員会に地方自治法に基づく百条委員会の権限付与を賛成多数で可決したところであります。

当局、及びごせん紅葉マラソン実行委員会が行って

(8ページ下段へ)

◎熊倉 政一 阿部 周夫 鈴木 良民 深井 邦彦
○伊藤 昭一 剣持 雄吾 佐藤 浩

(8ページ上段より)

きた補助金事務に対し、本委員会では引き続き十二月中に二回、一月中に四回、二月に八回委員会を開催し、調査を行ってまいりました。

調査の中身につきましては、総務課、スポーツ推進課、市民課、学校教育課、及びごせん紅葉マラソン実行委員会に対して記録の提出を求めたほか、平成二十一年度から二十八年度までのごせん紅葉マラソン実行委員会に対する補助金事務に携わった担当職員十三名に証人出頭を求めたところであります。

さらに、ごせん紅葉マラソン実行委員会の新旧実行

(9ページへ)

(8ページより)

委員長と監事、実行委員を務めた市の職員、合計七名にも証人出頭を求め、慎重に調査を行ってまいりました。

それでは、現在までに判明したものについてご報告いたします。

証人尋問した歴代の補助金事務担当職員によれば、ごせん紅葉マラソン実行委員会は、昨年十二月に新聞折り込みで配布したチラシ、「ごせん紅葉マラソン補助金に関する百条委員会設置について」の中で「五泉市の補助金は、市から認められているマラソン選手に必要な計測費用に使用し、許可をもらっています。」と主張しています。しかし、歴代の担当職員は計測費用のための補助金だという認識はなかったと証言していますし、教育長、財政課においても同様にそのような認識はなかったと証言しています。

同じく新聞折り込みで配布したチラシでは「ごせん紅葉マラソン運営費の総額を五泉市の指導を受け、す

(9ページ下段へ)

(9ページ上段より)

べて提出した」「八年の間、五泉市と相談しながら許可を得て、適正に報告をしてきた」と主張しています。が、歴代の各担当職員はごせん紅葉マラソン実行委員会の主張について否定しています。

次に、平成二十一年度から二十八年度の内、少なくとも七年度にわたり、ごせん紅葉マラソン実行委員会は市へ実績報告書を提出した後に数百万円にも及ぶ補助対象経費を毎年支払っていたことが明らかになりました。本来、補助金実績報告書は、補助事業の完了をもって市に提出されることになっており、ごせん紅葉マラソン実行委員会では少なくとも七年度にわたり不適切な申請行為を続けてきたこととなります。

市の補助金申請の手続きについて申し上げます。

まず、補助金申請者が補助金交付申請書を市に提出し、次に市が補助金交付決定を申請者に通知します。事業が実施され完了した後に、申請者は補助金実績報告書を市に提出し、市は申請者に補助金の額の決定通

(10ページへ)

(9ページより)

知を出し、その後、申請者は補助金交付請求書を市に提出し、それを受けて市が補助金を振り込むというのが補助金申請の流れになります。繰り返になります。実績報告書は、補助事業、及び事業に伴う支払いが全て完了した後に提出されるものであります。

教育長、企画政策課、財政課にも改めて確認を求めたところ、未払い金が残っている中での、いわゆる事業が完了しない段階での実績報告書の提出は不適切であるとの証言でありました。

次に、補助金交付申請書提出前の事前着手についてであります。補助事業については、補助金申請者が補助金交付申請書を市に提出し、市が補助金交付を決定した後に事業に着手するのが大原則であります。

しかし、ごせん紅葉マラソン実行委員会では、交付申請書を市に提出する前に、毎年、大会参加者のエントリーや、計測業務を行う会社との契約などを行っており、また他にも事前着手の領収書が多数見受けられるなど、事前着手が常習的に行われていました。

(10ページ下段へ)

(10ページ上段より)

また何と、ごせん紅葉マラソン大会開催のわずか数日前に市に補助金交付申請書が、提出されていた年度が複数年で確認されており、これらについては事前着手どころか言語道断という以外にありません。

次に、平成二十八年度にごせん紅葉マラソン実行委員会の監事だった五泉市議会議員の佐藤渉氏は、同実行委員会が市に提出した平成二十九年一月十一日付の監査報告書に書かれた署名・捺印については、佐藤渉氏本人のものではないと証言しています。

佐藤渉氏の証言を裏付けるように、平成二十八年度以降ごせん紅葉マラソン実行委員長を務めている五泉市議会議員の松川徹也氏からも、平成二十九年一月十一日付の監査報告書に書かれた署名・捺印は佐藤渉氏のものではなく、もう一人の監事の方の分と併せて、当時の会計担当者が二名分の署名・捺印をしたものだと驚くべき証言がありました。

佐藤渉氏に対しては再度証人尋問を行い、ごせん紅

(11ページへ)

(10ページより)

葉マラソン実行委員会が市に提出した平成二十九年一月十一日付の監査報告書の署名・捺印は、佐藤渉氏本人のものではないことを再確認しました。

松川徹也氏は、監査報告書の偽造と、偽造した監査報告書を補助金実績報告の際に市に提出したことを明確に認めていることから、これらの偽造行為については私文書偽造罪、同行使罪にあたる可能性が極めて高いと言わざるを得ません。

さらに、平成二十九年一月十三日付けで市に提出した平成二十八年度事業の実績報告書には、ごせん紅葉マラソン実行委員会の住所を「五泉市新」という存在しない住所地を記載しています。そして、実績報告書に添付した資料の「第八回ごせん紅葉マラソン事業報告会」の日付を、平成二十七年十二月六日と前年度の日付で記載し、平成二十九年一月十一日付けの監査報告書については前述のとおり偽造したものを市に提出しています。これらはすべて、松川徹也氏が実行委員長を務めた平成二十八年度中に行われたものであります。

(11ページ下段へ)

(11ページ上段より)

ごせん紅葉マラソン補助金は市民の税金を使った事業であり、このようなずさん極まりない市への実績報告書は市民に対する背信行為であり、絶対に許されるものではありません。

次に、会議費の名目で懇親会の領収書が市に数多く提出されていた件であります。これらの領収書については松川徹也氏が経営する居酒屋のものが特に多く確認されており、額面総額は百十八万円以上にのぼります。懇親会の領収書について、参加された方の名簿の提出を求めたところ、松川徹也氏が実行委員長を務めた平成二十八年度の参加者名簿のほとんどについて不明という回答であり、本人からは「不確かな部分が多くそのほとんどが不明でした。」との証言がありました。

松川徹也氏が実行委員長を務めた年度で、自身が経営する居酒屋で行った懇親会であり、ましてや、領収書を作成したのは松川徹也氏本人であります。さらに、

(12ページへ)

(11ページより)

その経費はごせん紅葉マラソン実行委員会から支出されているにもかかわらず、「不確か」で「不明」のため、その記録がほとんど存在しておりません。その後、松川徹也氏に領収書の根拠となる居酒屋のレシートの提出を求めましたが、それすら提出されませんでした。

全く理解ができません。

これだけをとつても、実行委員会のずさんな経理の実態が垣間見られ、一部には印紙税法違反の領収書や、さらには領収者名が記載されていない高額な領収書も見受けられるなど、領収書の真偽についても疑惑を持たざるを得ません。

また、実行委員に名を連ねた市の職員が過去にごせん紅葉マラソン実行委員会から受領した日当を、昨年、同実行委員会に返還していますが、返還された日当の所在について松川徹也氏に尋ねたところ、わからないという返答であり、現金の管理体制等のずさんさが再び露呈した形になりました。

(12ページ下段へ)

(12ページ上段より)

次に、松川徹也氏の住所に関する重大な事実も確認されました。松川徹也氏は、証人尋問の冒頭、宣誓後の人定質問の中で住所を五泉市中川新だと述べておりますが、五泉市赤海の住所が記載された平成二十六年度のごせん紅葉マラソン実行委員会の市への納付書について確認した際には、「この住所は妻の住所ですが、私もそこに住んでいます。新しい住所です。」と述べ、実際は五泉市中川新には居住しておらず、妻子の暮らす五泉市赤海に居住していると証言し、当初述べた中川新の住所は虚偽でした。

また、松川徹也氏は、この度の市議会議員補欠選挙に立候補した際にも、同様に居住実態のない五泉市中川新の住所で届け出をしています。人定質問で住所を五泉市中川新と述べたことや、選挙の住所が五泉市中川新になっているのは虚偽だったのかと尋ねたところ、松川徹也氏は「住所については選挙管理委員会に確認しました。住民票は五泉市中川新、しかし今の私の住居実態はうちの妻の所有する名義である赤海に住んで

(13ページへ)

(12ページより)

いるんですけども、どうしたらいいのかと確認したところ、中川新にしてくれということで指示を受けました。選挙については、そういう形で名前を書かせていただくました。」と証言。さらに、いつ誰に確認したのかと尋ねたところ松川徹也氏は「いつかはちよつと覚えていません。選挙管理委員会の担当者に確認しました。」と証言しました。

松川徹也氏のこの証言について選挙管理委員会の担当者に確認したところ、「生活の根拠となるような場所の話については、私はした覚えはありません。」と真つ向から否定しています。

いずれにしろ、居住実態のない住所の届け出行為の事実が本人の証言により明らかになったことで、住民基本台帳法違反、及び公正証書原本不実記載罪等にある可能性が極めて高くなりました。

証人尋問の全体を通して、松川徹也氏の証言は、根拠の希薄なものが多く、市民の税金で支払われた補助金事務に対する調査であるにも関わらず、第三者から

(13ページ下段へ)

(13ページ上段より)

聞いた話を引用し、あたかも松川徹也氏本人が見聞きしたかのような不誠実な証言を繰り返す場面が多く見受けられました。

次に、ごせん紅葉マラソンの第一回大会から同実行委員会に顧問として関与し、平成二十七年の第七回大会では会長、実行委員長を務めた佐野實氏の証人尋問で判明したものについて申し上げます。

佐野實氏は、平成二十七年にごせん紅葉マラソン実行委員会が市に提出した補助金交付申請書、補助金実績報告書、補助金交付請求書、また、市から届いた補助金交付決定、補助金の額の決定通知については一切承知していなかったと証言しました。

また、実行委員会が市に提出した補助金交付請求書に、「サノマコト」ではなく「サノミノル」というフリガナが記載されていた件について佐野實氏に尋ねたところ、これについても全く承知しておらず、平成二十七年の実質的な責任者については、「何回も言

(14ページへ)

(13ページより)

いますけれども、すっかり実行委員会を信用していて、多分そのとき総務部長だった桑原さんが各ポジションの親方と一緒にやってくれた、そう思っております。」との証言でした。

また、ごせん紅葉マラソン実行委員会の銀行の通帳については、前実行委員長で現在市議会議員の桑原一憲氏から佐野實氏へ名義変更されていたことや、佐野實氏から現在の実行委員長の松川徹也氏へ名義変更されていたことについては、佐野實氏は一切知らされておらず、証人尋問の席で初めて見たとの証言をしています。個人情報保護が厳格な時代にあつて、本人の意思確認なしで通帳の名義変更をすること自体可能なのか、誰が名義変更したのか、大いに疑問が残るところであります。

また、佐野實氏は、ごせん紅葉マラソン実行委員会が主張している「市の補助金は計測費用のための補助金である」ことについても、そういう認識は全くなかったと証言していますし、昨年十二月に新聞折り込みで

(14ページ下段へ)

(14ページ上段より)

配布したチラシ、「ごせん紅葉マラソン補助金に関する百条委員会設置について」についても、一切関与していなかったと証言しています。

続いて、当局に申し上げます。

この度のごせん紅葉マラソン補助金事務調査特別委員会の設置は、補助金交付担当課が事実上、補助金対象経費の支払いなどをチェックしきれなかったことなどが、この事態を招くことに至った要因の一つであり、この事実を重く受け止めていただきたい。

現在、本委員会は継続中であり、今後も新たな記録の提出要求やごせん紅葉マラソン実行委員会の関係者にさらなる証人出頭要求を行い、疑惑解明のために全力を尽くしてまいりたいと考えております。

以上でごせん紅葉マラソン補助金事務調査特別委員会の経過報告といたします。

発 議 に つ い て

— 次の発議を可決しました。 —

◆発議第 1 号

松川徹也議員に対する議員辞職勧告決議

【提出議員】阿部周夫、剣持雄吾、熊倉政一、鈴木良民、牛腸利栄、平井敏弘、佐藤 渉、
伊藤昭一、佐藤 浩、深井邦彦

【内 容】

松川徹也議員が出馬した平成30年1月14日告示の五泉市議会議員補欠選挙において、妻子と一緒に五泉市赤海に生活の本拠を置きながら、自らの住所を偽って五泉市中川新の住所で立候補した事が、ごせん紅葉マラソン補助金事務調査特別委員会での松川徹也議員の証人喚問にて判明した。この事実は、ごせん紅葉マラソン実行委員会が平成26年に五泉市に支払った納付書住所が何故五泉市赤海になっているかを質問した際に、松川徹也議員は「妻子と住む新しい住所です」と答えた。

自らの住所を偽っていた行為は公正証書原本不実記載の違法性が極めて高く、さらに虚偽の住所で五泉市議会議員補欠選挙に立候補した責任を五泉市選挙管理委員会の職員に責任転換した虚偽の発言は、日本の民主主義の根幹である選挙制度を公平公正に管理する五泉市選挙管理委員会と五泉市職員の名誉を著しく傷つけた。まして、ごせん紅葉マラソン補助金事務調査特別委員会においての虚偽証言は絶対に許されない行為である。

また、ごせん紅葉マラソン補助金事務調査特別委員会において、本日平成30年2月28日の委員長報告に記載の通り、実行委員長松川徹也名にて五泉市役所に提出した、ごせん紅葉マラソン補助金交付手続きにおいて、松川徹也議員は偽造した監査報告書を提出したことが判明した。また、会議費名目で誰が参加したかも全く説明できない自ら経営する居酒屋の領収証を実績報告書に添付していた。ごせん紅葉マラソン補助金事務調査特別委員会が資料要求した領収書の領収金額記載のもとになるレシートの提出すらしていない。これらも含めて松川徹也議員による不正行為及び不適切な事案がごせん紅葉マラソン補助金事務調査特別委員会で多数判明した。

これらの松川徹也議員の一連の言動や行動は、五泉市議会議員として五泉市議会の名誉を著しく傷つけるとともに、五泉市民の議会、議員への信頼をも失墜させた責任は重大である。

よって本市議会は強い倫理観と規範意識に基づき、一定の決意をせざるを得ない。松川徹也議員に対し、道義的、政治的責任を感じ、自らの意思により直ちに議員の職を辞することをここに勧告する。

以上決議する。

◆発議第 2 号

ごせん紅葉マラソン補助金事務調査特別委員会の 平成30年度の調査経費に関する決議

【提出議員】熊倉政一、伊藤昭一、阿部周夫、剣持雄吾、鈴木良民、佐藤 浩、深井邦彦



桜満開の村松公園

編集後記

木々の芽も膨らみ春を感じさせる季節となりました。朝の景色には黄色い帽子と大きなランドセルのかわいい一年生の姿が目立ちます。きっとこの大きなランドセルの中には子供たちの大きな夢や希望が詰まっていることでしょう。

私たちも微力ながら子供たちの夢や希望の手助けができればと思っています。

二月定例会では平成三十九年度予算を慎重審議の結果、可決しました。

市民の皆様と議会と行政が協働しより良い五泉市にしたいけるよう努めていきたいと思っています。

季節の変わり目にあたり、体調管理に十分に気をつけながら春の季節をお楽しみください。

■広報委員会

委員長 伊藤 昭一
副委員長 佐藤 浩
委員 阿部 周夫
委員 鈴木 良民
委員 佐藤 妙子
委員 白井 邦彦
委員 深井 彦

〃 〃 〃 〃

深井 邦彦
白井 妙子
佐藤 彦
鈴木 良民
阿部 周夫
佐藤 浩
伊藤 昭一

議会に関するご意見・ご要望をお寄せください。

議会事務局 ☎(43) 3911 / E-mail:gikai@city.gosen.lg.jp / URL:http://www.city.gosen.lg.jp